

2026 年 10 月 6 日

株主各位

東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
株式会社 Perpetuals.com

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第 1 号議案 定款の一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）

本件は、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により、原案どおり承認可決され、本総会終結の時をもって監査役設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、定款の一部が次のとおり変更されました。

変更前	変更後
（機関） 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役	（機関） 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 指名委員会 3. 報酬委員会 4. 監査委員会 5. 会計監査人
（任期） 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	（会長及び副会長） 第 21 条 取締役会は、その決議によって会長及び副会長を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

変更前	変更後
2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2) 会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（順序が定められていない場合には、副会長とする。）が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開くことができる。
（取締役会議事録） 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会議事録） 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（報酬等） 第 28 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（削除）
（取締役の責任免除） 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第 4 章の 2 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会
（新設）	（指名委員会、報酬委員会及び監査委員会） 第 29 条 指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の各委員会は、委員 3 名以上で組織する。 2) 各委員会の委員は、取締役の中から選任し、その過半数を社外取締役とする。 3) 監査委員会の委員は、当社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。 4) 指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の各委員会に関する事項は、法令若しくは本定款で定められるもののほか、取締役会の決議又は各委員会で定める規則で定める。
第 5 章 監査役	第 5 章 執行役
（監査役の数） 第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。	（執行役の選定） 第 30 条 執行役は、取締役会の決議により選任す

変更前	変更後
	る。
(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(執行役の任期) 第 31 条 執行役の任期は、事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 2) 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。
(任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(代表執行役) 第 32 条 取締役会は、その決議により代表執行役を選定する。
(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(執行役に関する事項) 第 33 条 執行役に関する事項は、法令又は本定款で定められるもののほか、取締役会の決議で定める。
(監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(執行役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

本件は、出席株主の議決権の過半数の賛成により、原案どおり承認可決され、次の 8 氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

Patrick Gruhn

Matthew Nicoletti

Michael Hilmer

Brandon J. Williams

小林 聖

Edward Mills

富永 昌宏

五島 康一

なお、Michael Hilmer 氏、Brandon J. Williams 氏、Edward Mills 氏、富永昌宏氏及び五島康一氏は社外取締役であります。

第 3 号議案 会計監査人選任の件

本件は、出席株主の議決権の過半数の賛成により、原案どおり承認可決され、清流監査法人が会計監査人に選任されました。

第 4 号議案 募集株式発行の件

本件は、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により、原案どおり承認可決されました。

第 5 号議案 募集株式発行の件

本件は、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成により、原案どおり承認可決されました。

以 上